

雫石町自衛隊協力会規約

(名 称)

第1条 この会は、雫石町自衛隊協力会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局を雫石町役場防災課に置く。

(目 的)

第3条 この会は、自衛隊と雫石町住民一般との相互理解と親睦を図るとともに、自衛隊に勤務する家族を応援し、自衛隊の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自衛隊の行事に協力援助する。
- (2) 防衛等に関する講演会又は懇談会を行う。
- (3) 部隊の見学等を行い、自衛隊を認識するとともに、隊員を激励する。
- (4) その他必要な事項

(会 員)

第5条 この会は、この会の目的に賛同するものをもって会員とする。

2 会員は、第7条の年会費を3年以上納入しない場合は、脱会したものとみなす。

(賛助会員)

第6条 この会の趣旨に賛同する企業（事業所）又は団体をもって賛助会員とする。

2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(経 費)

第7条 この会の運営に要する経費は、年会費、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 この会の会費は、1名につき年額2,000円とする。

3 会費は、毎年6月末日までに納入するものとする。ただし、新たに会員となる場合は、入会の際に徴収する。

(役 員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

(役員職務)

第9条 会長は、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは会長を代理する。
- 3 理事は、この会の運営にあたる。
- 4 監事は、この会の経理を監査し、その結果を総会で報告する。

(役員選任)

第10条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期が過ぎても後任者が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

(会議)

第12条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるときに随時開くことができる。
- 4 会議の議長は、会長とする。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の決定及び変更
- (2) 会長、副会長及び理事、監事の選出
- (3) 事業計画の決定
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 本協力会の解散
- (6) その他特に重要であると会長が認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する案件
- (2) 事業計画の作成
- (3) その他必要な事項

2 会長が必要と認めたときは、理事会に監事の出席を求めることができる。

(会計)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日をもって始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 この会の会計は、「雫石町が事務局を担当する各種団体等の会計事務取扱基準」に基づき処理する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成10年4月21日より施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月21日より施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月22日より施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月26日より施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月25日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月12日より施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月8日より施行する。